

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成23年8月3日	決裁	平成	年月日
議長	副議長	局長	次長	副主幹	担当	担当	担当	担当	担当	文書取扱主任

第1回 議会改革特別委員会 会議録

開催年月日	平成23年7月29日(金曜日)	開会 9時58分	閉会 11時25分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	荒木、関藤、清水、渡邊、堀、山口、柴田、窪之内 議長	事務局	中嶋事務局長
欠席委員			菊井次長
説明員			寺嶋副主幹
議 事	議 件	別紙のとおり	
議 事 概 要	1. 協議事項について		
	次の事項について委員長から説明を受け、質疑を行い、確認済みとした。		
	【協議項目】		
	(1) 市民に開かれた議会		
	(2) 市民参加を進める議会		
	(3) 多様な議論の場を形成する議会		
	(4) その他		
	【主なスケジュール】		
	今年度は、次年度からの議会だよりの発行を中心に論議し、予算協議前に整理することとした。		
	2. 議会だよりの発行に向けた課題		
	次回委員会までに、①独立した形での発行についての是非、②条例を制定してから発行すべきかどうか、③発行責任者を議会運営委員会の下部組織の任意発行部会とするかどうか、の3点について各会派等で検討することとした。		
	3. その他 なし。		
	4. 次回委員会の日程について		
	8月10日くらいまでに編集方法に関する資料を委員に提示し、各会派等で協議した後、9月定例会開会中に委員会を開催して検討結果について協議することとした。詳しい日程については、正副委員長に一任することとした。		
上記記載のとおり相違ない。 議会改革特別委員長 荒木文一 ㊦			

第1回 議会改革特別委員会

H23. 7. 29(金) 10:00～
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 協議事項について

【協議項目】

- (1) 市民に開かれた議会
- (2) 市民参加を進める議会
- (3) 多様な議論の場を形成する議会
- (4) その他

【主なスケジュール】

- ・議会だよりの発行
- ・議会報告会の開催
- ・移動常任委員会の開催
- ・議長公選制の導入
- ・立会い演説会
- ・その他

2. 議会だよりの発行に向けた課題

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 9:58

正副委員長挨拶

委員長

議長諮問に基づいてこの委員会が設置されたこともあるが、このままで議会のあり方、我々の活動の仕方が本当に市民に理解されているのかということがある。これからこの特別委員会が開催されていくが、基本的には議論のたたき台として私と副委員長がつくった案を毎回示させていただくので、委員の皆さんには建設的な議論をいただければよりいいものになるのではないかと考えているので、よろしく願います。

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。北海道新聞、一般市民の方の傍聴を許可する。

委員長

資料のP1に全文ではないが議長諮問の要旨を記載している。特別委員会の設置の目的として議長諮問事項について調査研究を行うことにさせていただいている。設置期間についても議論になるかと思うが、設置された日から今任期末までとさせていただきたいと考えている。ここまでで質疑、意見があれば何う。

窪之内

設置期間についてはいいが、会派の中で委員が途中交代することが可能なのか何う。

委員長

特別な事情がない限り、基本的には同じ委員で臨んでいただきたいと思います。場合によってはそういうこともあり得ると思う。その場合は、きちんとした手続を踏まなければならないと思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

清水

設置期間は今任期末ということでよいか。

議長諮問要旨は抽象的に書かれているので広く解釈することが可能だが、設置の目的の中で、議長諮問事項について調査研究を行うと限定している。きょうこの委員会に出席するに当たり、何をやっていくかということももんでいく必要があると思っている。目的を限定することについて少し違和感を感じるがいかか。

委員長

私の誤りで、議長諮問事項等についてと変更させていただく。委員長としてこういうことも議論してはどうかということが協議項目に既に載っている。そのことだけに限定するつもりはない。変更することでよいか。(よし)

他に質疑はあるか。(なし)

1. 協議事項について

【協議項目】

(1) 市民に開かれた議会

(2) 市民参加を進める議会

(3) 多様な議論の場を形成する議会

委員長

協議項目について確認させていただく。

(別紙資料に基づき説明する。)

まず(1)から(3)について確認いただき、そのほかにこういう項目も議論したほうがいいのではないかとということについて意見はあるか。

山 口 4年間という長いスパンだが、この間に新しいものが出てきたり、変わった考え方が出てくることもあると思う。これがすべてではないと理解してよいか伺う。

委員 長 この特別委員会は、議会改革を進めるのが目的なので、このタイミングまでにこれを案として意見を言わなければならないということは一切排除したいと考えている。ただ、4年間の中で新しいことをやりながら議論を続けるのは相当な労力と時間を要するので、私が考えた下線を引いたものを優先事項として進めたいという意味である。そのことも踏まえてこの項目を加えたほうが良いというものがあれば伺う。

山 口 例えば議会報告会の開催と書かれているが、議会報告会という報告なので、議員が市民に対して報告するというものが一般的な理解となるが、私が思っている議会と市民が同じ場所で接点を持って改革をしていくということでは、一方的な報告ではだめだと思っている。公聴的な要素、市民から意見を吸い上げて市民の要望が何なのかというところまでやってもらうのが報告会のもう一つの柱だと思っている。それが報告会ではなく公聴会なので話しませんということでは困る。その辺の違いについてだがか。

委員 長 ここでは便宜上議会報告会としているが、今言われたように公聴会にしたり、より良いものにするために考えて議論していきたい。中身についてそういう議論が出るのは当然だと思っている。

山 口 全国的な自治体の議会ですべての議会倫理条例についての項目も入れてもらったほうが良いと思うがか。

委員 長 承っておく。他に質疑はあるか。
清水 前任期中も議長諮問があり、議運で協議したが、そこで継続協議とした項目があるので、これまで積み上げてきたものをどうするのかということがある。また、これからいろんな提案が出てくると思うが、1つ目には議会事務局機能の強化がある。委員会議事録は単純作業だが、かなり多くの時間を割いている。この問題をどう解消するかということがある。2点目は、ITをどう生かすかということがある。3点目は、せっかくの特別委員会なのでこれまでの会議規則の中で時代に合わなくなっているものがあれば見直してほしい。例えば申し合わせ事項で文章化されていないものがあり、非常にわかりづらい。クールビズについても何でも良いという人もいれば、議員記章は必要という人もいる。これは文章化しないからで、どんどんあいまいになっていく。会議規則、申し合わせ事項等の見直しが必要だと思う。以上の3点について、できるだけ早い時期に委員の皆さんからもたくさんの提案をいただきながら進めていくべきだと思う。

委員 長 もちろんタブーはなしとしたいが、問題は議運とのかかわりをどう整理するかということである。特に3番目についてはほかの委員がどういう意見をお持ちなのか伺いたい。議運から切り離すのか、もしくはそういうことのたたき台を議論する場とするのか難しいと思う。一たん休憩する。

休 憩 10:12

再 開 10:13

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。今の件について、ほかの委員から意見はあるか。(なし)今のところは、具体的にこの項目を協議項目の中に盛り込む段階ではないと思うので、もう少し整理させていただき、項目の中に盛り込むべき

かどうかを次回お示しさせていただきたいがそれでよいか。(よし)

(3) までは了承済みということで確認する。(4) について、今期中にやるかどうかということも含めて議論することについての意見を伺う。

(4) その他

渡 邊

議会からの目線でこの委員会を持ったのか、市民からの目線との乖離という部分をどのようにとらえるのかを議員が判断すれば、おのずからこれらの協議項目をこなしていけると思う。このテーマごとにやっていくことは大変重要なことだが、市民の議会に対する考え方も大分変わってきており、議会も変わらなければならないと思う。市民が何を求めているのかという部分で一番重要なのは議員の活動だと思う。そこにある程度のウエートを置くようなことについて皆さんと議論していきたいと思う。

委員 長

議会内のことと市民にいろんなことを理解いただくということは分けなくてはならないことだと思うので、今回の議長諮問に基づいてそれを第一に考えてこの特別委員会が設置された。その点では、(1) 市民に開かれた議会を優先したいという意味で私のほうで下線を引いているので、それを柱にして議論を進め、その間にいろんなことを議論していくということを確認させていただきたいがよいか。

山 口

議員だけが話をして結論を出しても、市民目線で考えたものをどこで取り入れるかが大事だと思う。議会の中の特別委員会としてしまったので、もう市民を入れたり、学識経験者を入れることはできないので、どこかの場面で市民に意見を聞くようなことをしたほうがいいと思う。

委員 長

ほかの委員はどうか。

柴 田

これまで積み上げてきた中でこの特別委員会が設置されたということで、山口委員の意見は、協議項目は協議項目として、いずれかの時点で公聴会を開くなどして市民からの意見を聞く機会を持つということで、そうすべきものと思う。地域主権や地方の役割の今後の増大という視点からすると、どうしても近視眼的な改革に終わってしまう恐れがある。その他という部分も設けられており、協議項目について地域主権という部分の背景をしっかりと理解しながら、あるべきこれからの議会の姿をしっかりと押さえなければならぬと思うので、そのときには市民の皆さんの目線を取り込んだ形での改革案としてつくり上げていかなければならない。設置期間がこれだけあるのでどこかの場面で市民の参加を得る努力をしていかなければならないと思っている。

委員 長

いろいろ意見をいただき、どこかの場面で市民目線の意見を取り入れる、あるいは参加を促すことも検討していきたいと考えているが、今後何らかの方法で提案させていただきたい。他に質疑はあるか(なし)(4)については確認済みとする。

【主なスケジュール】

委員 長

私の案なので議論があると想定しているが、議会だよりを来年度から発行するとなると、予算協議が伴うこともあり逆算すると残り時間がない。資料の次のページだが、一つの案として先ほどの下線部分を優先的に議論していき、議論が深まって事が決定していけばほかの項目をと考えている。主なスケジュールに書かれている事項を優先的に進めていくことを確認いただきたい。それをしないでまず項目を整理するとなると、議会だよりの発行が間に合わなくなる可能性もあるので、それは別な議論として進め、来年度の議会だよりの第一号発

行を目指して柱にしてやることに理解をいただけるのであればそのように進めたいかがいか。

山口 資料の P1 の協議事項の中に議会基本条例云々とある。これから下線部分のものを優先していくとなると、具体的なものをまずやろうということで、その大前提となる基本条例や倫理条例を置いておいて先に動くことでいいのかという懸念があるが、委員長の方を伺う。

委員長 前期の後半の議会改革検討委員会の中でもそのことが議論になったと認識している。基本的には議会基本条例を制定しなくても個別の想定される項目が実施できないことはないという認識である。議会基本条例を制定するかどうかということについては、検討委員会の議論としては結論が出ていない。要するに制定すべきだということに至らなかったもので、その整理が先だということになれば、それだけで半年なり 1 年なりの議論が必要だと思う。私は条例がなくても個別の項目の実施はできるという判断をしているがいかがか。

山口 手法なので間違いとかということではないと思う。市民の受け取り方の問題で、最初に議会だよりを出したというインパクトと、議会条例ができたのでいろんな施策を変えていくというのでは市民の受け方が違うと思う。議員の大前提というか、こういうこととといった 1 本柱があるのと違うのではないかと思う。

委員長 ほか意見はあるか。

渡邊 議会だよりは、議会全体を通した活動報告的なものに主眼を置くのか、議会基本条例を制定して議会としてはこういうふうに見直しを進めているということも議会だよりの中で掲載するといったコンセプトを持たないと、どのように議会だよりが進んでいくのかという疑問が出てくる。議会、議員をひっくるめて 18 人の総意が議会だよりになり、このようなことをしているといったことを市民にアピールするものなのかどうかどうなのかわからない。

委員長 一たん休憩する。

休 憩 10 : 26

再 開 10 : 35

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

いろいろな意見をいただいた中で、議会基本条例の制定について確認させていただいたが、議会基本条例の制定もあわせてこの委員会の中で議論していく。もう一つは、その結論を得ないと個々の項目について進められないということではなく、でき得ることから進めて議会基本条例の必要性についても議論していくということで確認してよいか。(よし)

委員長の意見として、優先順位、基本的な柱、主なスケジュールを示させていただいたので、今年度については、次年度から議会だよりの発行を基本的に論議の中心に据えて予算協議前に整理をしていくことを確認させていただいてよいか。(よし)

2. 議会だよりの発行に向けた課題

P2 の【2】については、1 番目の議会だよりの発行だけは確認されたので、それ以降については、順次確認させていただくことになる。議会だよりの発行についてはいろいろな資料が必要ということで、事務局に 35 市の議会だよりの発行状況について調査をしていただいた。その件について事務局より説明させる。

寺嶋副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。送付していただいた各市の議会だよりを全部皆さんにコピー

するのは無理なので、事務局に置いておくので閲覧をお願いする。資料を見ると、自治体の人口規模にもよるのかもしれないが、議会だよりを発行するに当たっては、印刷製本費、折り込み手数料等で200万円から400万円くらいの予算はかかると認識していただきたい。それを踏まえて議論いただきたいが、資料のP2の一番最後の議会だより発行に向けた課題だが、ここで一番の問題になるのが編集である。編集の責任をどこが負うのかということになるので、そのことについて議論いただきたいと思う。私は、編集発行についてはこの特別委員会とは別に発行部会を組織するのがいいと考えている。人数は別にして部会の設置について意見はあるか。

柴 田

① 予算協議をして予算が措置されるが、議会費のどこに措置されるのか。
② 特別委員会の中に編集委員会を置くのか、あるいは議会運営委員会内部に編集委員会を置くのか。議会運営委員会は、条例に基づく組織なので議会運営委員会にそういった組織を置くことを条例に明記して予算執行を行っていくのかその辺の流れについて伺う。

中嶋事務局長

① もし発行が決定すれば議会事務局から予算を要求することになる。そのときに特別委員会の委員長、あるいは議長に説明をお願いする場面もあると思うが、需用費の印刷製本費に要求する予定である。議会費の中での計上になる。一たん休憩する。

委員長

休 憩 10:45

再 開 11:04

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

休憩前に発行に向けたいろんなものについて議論いただいたが、本日結論が出ないことになりそうなので、以下について会派で調整して持ち寄っていただきたい。

① まず根本的な話だが、年何回かわからないが広報の一部に掲載するのではなく、独立した形で発行することについては是非についてを1点目とする。

② ほかのことも関係するが、部分条例なり条例を制定してから発行すべきかということである。私見としては条例制定をしないで議会だよりを先行して発行し、議会報告会か公聴会かわからないが、そのことも含めて条例制定に向けてもあわせて議論していくという考えである。部分条例の制定については是非を2点目としたい。

③ 発行の責任者について、私見としては特別委員会ではなく、任意の発行部会を設置し、その発行部会は議会運営委員会の下部に置く。理由としては、特別委員会が次期改選後も続くかどうか担保がない。スタートとしては議会運営委員会の下部組織として任意の発行部会としたい。行く行くは独立した特別委員会になるかもしれないが、発行部会を別に組織して発行の責任を負っていただくという考えである。

この3点について、次回持ち寄っていただき何らかの結論を出したいと思う。ここでは議論を尽くして納得した上で結論を出したいとは思いますが、最悪の場合、条例制定云々について次回以降も結論が出ないということであれば採決もあり得るといことも念頭に置いていただきたいと思う。この3点について、質疑、意見があれば伺う。

山 口

③で議会運営委員会の下部に任意部会を置くということだが、任意部会のメンバーは、議会運営委員会のメンバーと同じなのか、あるいは全く別のメンバー

一なのか伺う。

委員長 ダブってはいけないということか。

山 口 いけないとかということではなく、会派で説明するときには困るので委員長の考えを伺いたい。

委員長 方向性として議会運営委員会のメンバー以外のメンバーで構成していただくことになると思う。

山 口 以外のメンバーで議会運営委員会の下部に置いても問題はないのか。

中嶋事務局長 議会運営委員会のメンバー以外に固定するのではなく、議会運営委員会のメンバーが入ることもあると思う。編集委員会の委員長が議会運営委員会に対して内容や掲載項目について報告をするといった流れになると思う。例えば一般質問等を全部載せ得る話ではないので、今後ルール化していかなければならないと思う。紙面の都合もあるので、例えば発言の中から今回は2点について載せる。その内容について適当かどうかは議会運営委員会の中での協議になるというような形になると思う。

山 口 要は議会運営委員会の委員長が任意部会をつくって発行してくださいというふうにするということ、そのメンバーは議会運営委員会のメンバーかどうかにかかわらず新たに選ぶということか。部会が議会運営委員会の中にあるということになると議会運営委員会のメンバーでないのでおかしい。ただ単に発行するために議会運営委員会の中のものとしてではなく、議会運営委員会の委員長が新たに頼むということで理解してよいか。

委員長 部会のメンバーを議会運営委員会の委員長がお願いして設置をしてメンバーを出してくださいというイメージではなく、私のイメージでは、ここの中でそのことも含めて一定の結論を出すわけなので、その中で部会を設置してメンバーを選んでもらってそれが基本的には議会運営委員会の下部組織ということである。毎回議会運営委員会に出るわけではなく、もし議会運営委員会のメンバーでなければ報告事項があるときに出席をして報告していただくという形である。そのことも含めて会派で調整して結論を得たいと思う。ほかに意見はあるか。

清 水 今の説明は議会制度との関係でよくわからない。資料を見ても二十数市のうち、9割以上が編集委員会や広報特別委員会などの独立組織があり、議会規則上の位置づけは別にしてすっきりしている。特別委員会ということであれば来年の1定で条例をつくって特別委員会を設置することもできる。議決が要らない編集委員会というのがどういう形態なのかわからない。議会運営委員会が関係しているのは北斗市だけである。議会運営委員会の下に下部組織をつくるというのは、何かおかしい気がする。きょうの段階ではすっきりしないものは出すべきではないと思う。

委員長 先ほども申し上げたようにこういう形も含めてどうかということなので、次回までに会派等できちんともんでいただき、特別委員会をつくるのがベストだということであればそれを持ち寄っていただきたい。そのときに結論を出していただく。

清 水 特別委員会をつくるとしたら会議規則をどう変えなければいけないのか、あるいは編集委員会で済むならどうなのかということは、ここでいろんな資料を見たり調査しないで会派に振っても困る。もっとここでの調査が必要なのではないか。

委員長 各自治体でどういう位置づけになっているのかというところまで詳しくは調べていないので、調べさせていただきたい。確実にすべての実態を把握するのは無理かもしれないが、それを今ここで明確に示せと言われても示すことができる状況ではないので、次回の委員会の前に口頭になるかもしれないが伝える。参考になるものを提供した上で次回委員会を開催することとしたいがそれでよいか。(よし) ほかに意見はあるか。

柴 田 今委員長が言われたことは、それはそれでいいと思う。議会運営委員会が発行責任者になるという意味だと思う。その下に編集委員会である部会を置いて編集したものをしっかり議会運営委員会で報告してもらい、監修して議会運営委員会の責任で発行する。要するに発行元は議会運営委員会になるという説明だと思う。先ほどから条例や特別委員会のことを言っているのは、発行を義務づけるのであれば条例が必要だが、義務づけないというのであればこのままやっていくことも可能だろうと言っているだけである。決して条例をつくるべきだとか、編集委員会を置くべきだということと言っているのではないことだけは理解いただきたい。

委員長 幾つか考え方があってと思うが、例えば特別委員会を別に組織して独立させるとか、あるいは議会運営委員会の下部組織にするとか、こういうやり方が考えられるということを事前にお示ししたい。次回は、いろんな議論があっても整理をつけた上で進まないと何も進まないの、ある程度決まったことには従っていただくということだけは理解いただきたい。事前に幾つかのパターンを示すので議論いただきたい。ほかに何かあるか。

清 水 委員長が言った1点目で、議会だよりの独立した形での発行の是非ということだが、ここは結構コストに反映すると思う。別々に配付すると配付委託料が発生するので、広報の中に折り込むようなことをイメージしている。広報とは独立しているが配付は同時というものである。これについても何種類かパターンを示してほしい。

中嶋事務局長 広報と一緒に折り込み手数料を計上して配付するということである。資料に書いているが、それが2月、5月、8月、11月の広報と一緒に配付するということである。

委員長 別々に配付という想定は全くないことでよいか。(よし)

休 憩 11:21

再 開 11:24

休憩前に引き続き会議を再開する。先ほど申し上げたことを次回持ち寄って結論を得たいと考えている。

3. その他について

委員長 委員から何かあるか。(なし) 事務局からあるか。(なし)

4. 次回委員会の日程について

委員長 先ほど申し上げた資料は、何とか8月10日くらいまでにお示しをさせていただき、8月いっぱいくらいまでに会派協議を行っていただき、開催はその後というイメージでよいか。(よし) 9月の議運が2日なので、それくらいまでに議論していただき、定例会の会期中に委員会を開催する可能性があるの、理解願う。詳しい日程については、正副委員長に一任願う。(よし) 以上をもって第1回議会改革特別委員会を閉会する。

閉 会 11:25